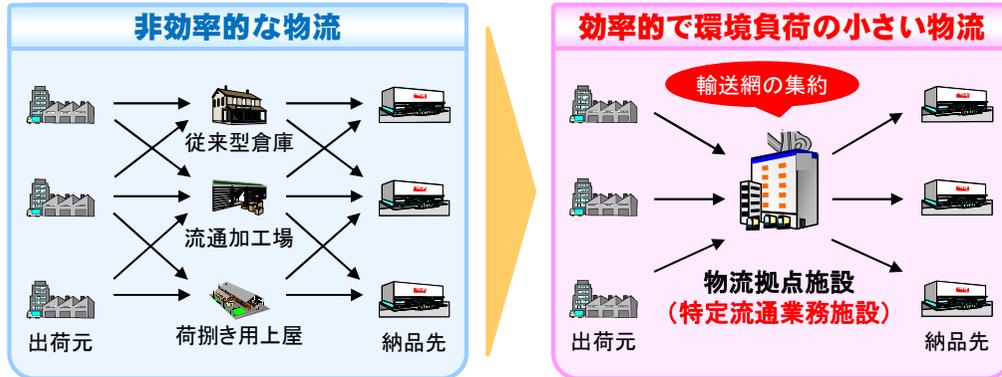


**物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の認定を受けると、各種の支援措置を適用することができます！**

【認定事業のイメージ】



【主な支援措置】

## ○開発許可に関する配慮

・市街化調整区域等において物流施設等の開発を行う場合、開発許可を得る必要がありますが、これについての配慮がなされます。

※ただし、『物効法認定 = 開発許可』ではなく、別途開発許可申請の手続きも必要です。

## ○物流拠点施設に関する税制特例

(1) 倉庫 固定資産税・都市計画税の課税標準を1/2(5年間)に軽減

※土地は特例措置の対象外です。

(2) 附属機械設備 (①貨物自動車関係情報自動解析装置、②到着時刻表示装置、③特定搬出用自動運搬装置)

- ・①: 固定資産税の課税標準を1/2(5年間)に軽減
- ・②③: 固定資産税の課税標準を3/4(5年間)に軽減

※上記イメージに限らず、特定流通業務施設の整備を伴わない、モーダルシフトや共同輸送等も物効法の認定対象となります。

税制特例を適用するには、③まで満たす必要あり

【手続きの進め方】



⇒ 開発許可を希望される場合は、

**各自治体との事前協議もご推奨します。**

⇒ 運輸局等へ事前相談される際は、**事前に各自治体の開発許可条件をご確認のうえ、お越しく下さい。**

税制特例を適用するには、**建物の竣工前に、物効法の認定を受けることが必要**

【①物流総合効率化事業の主な認定要件(詳細は次ページ参照)】

- ・2以上の者(法人格が異なれば、親子関係でも可)が連携すること。
- ・流通業務(輸送、保管、荷さばき及び流通加工)を一体的に実施すること。
- ・輸送の合理化を行うことにより、流通業務を効率化すること。
- ・環境負荷の低減に資するとともに、流通業務の省力化を伴うものであること。  
⇒ 「環境負荷の低減」要件: 二酸化炭素排出量の削減  
「流通業務の省力化」要件: トラックの荷待ち時間の削減  
: 施設内作業時間の削減

【②特定流通業務施設の主な要件】

- ・立地要件: 社会資本等(高速道路のIC等、鉄道貨物駅等)の周辺5km
- ・規模要件: (普通倉庫の場合) 平屋建3,000㎡以上、多階建6,000㎡以上
- ・構造要件: 倉庫業法の施設設備基準に適合
- ・設備要件: 高規格バース、大型車対応荷さばき・転回場 等

【③税制特例を適用するための主な要件】

- ・特定流通業務施設の要件に加え、税法の要件も満たす必要があります。

	国税(所得税・法人税)	地方税(固定資産税・都市計画税)
共通	・倉庫業の用に供する倉庫(営業倉庫)	・新增設された倉庫
立地要件	・高速自動車国道のIC等の周辺5kmの区域 ・特定臨港地区(28港)	・高速自動車国道のIC等の周辺5kmの区域 ・臨港地区(119港)
構造要件	・耐火建築物: 普通倉庫(多階建) ・耐火建築物又は準耐火建築物: 普通倉庫(平屋)、冷蔵倉庫又は貯蔵槽倉庫	・鉄骨造は骨格材の肉厚が3mm以上
設備要件	・到着時刻表示装置: 普通倉庫、冷蔵倉庫 ・到着時刻表示装置又は特定搬出用自動運搬装置: 貯蔵槽倉庫 ※トラック営業所併設の場合は、適用不可	・特定流通業務施設の要件に準じる

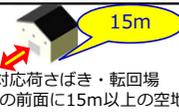
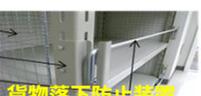
※(施設を倉庫業者へ賃貸する場合) ①国税は適用不可。②地方税は、施設所有者が倉庫業者のみを構成員とする事業協同組合等の場合、適用可。

【ご相談・申請窓口】

運輸局等名	担当課名	電話番号
北海道運輸局	交通政策部環境・物流課	011-290-2726
東北運輸局	交通政策部環境・物流課	022-791-7508
北陸信越運輸局	交通政策部環境・物流課	025-285-9152
関東運輸局	交通政策部環境・物流課	045-211-7210
中部運輸局	交通政策部環境・物流課	052-952-8007
近畿運輸局	交通政策部環境・物流課	06-6949-6410
神戸運輸監理部	総務企画部物流施設対策官	078-321-3145
中国運輸局	交通政策部環境・物流課	082-228-3496
四国運輸局	交通政策部環境・物流課	087-802-6726
九州運輸局	交通政策部環境・物流課	092-472-3154
沖縄総合事務局	運輸部総務運航課	098-866-1836

# 各要件の詳細について

※認定要件と税制特例の要件では、一部に差異があります(赤字が税制特例を受ける場合の要件)

	普通倉庫	冷蔵倉庫	貯蔵槽倉庫	
流通業務総合効率化事業の要件	実施主体要件 (必須)	2以上の者(法人格が異なれば、親子関係でも可)による連携		
	総合化要件 (必須)	流通業務(輸送・保管・荷さばき・流通加工)の一体的な実施	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;">                     例えば、倉庫業者が倉庫内で保管・荷さばき・流通加工を実施し、                      運送事業者が当該倉庫への輸送を実施する場合等が考えられます。                 </div>	
	効率化要件 (必須)	輸送の合理化を行うことにより、流通業務を効率化する		
	環境負荷低減要件 (必須)	現行の事業と比較して、CO2排出量削減効果が見込まれる		
	省力化要件 (必須)	現行の事業と比較して、トラックの荷待ち時間の削減効果が見込まれる(1荷役当たりの待機時間を30分以内とする)		
特定流通業務施設の要件	立地要件 (必須)	社会資本等(高速自動車国道のIC等、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港、流通業務団地、工業団地)又は卸売市場の周辺5km以内に立地		税制特例を適用するためには、 <b>臨港地区(※)</b> に倉庫が立地することが必要
		税制特例を適用するためには、 <b>高速自動車国道のIC等</b> の周辺5km以内又は <b>臨港地区(※)</b> に倉庫が立地することが必要 <small>※国税及び地方税の特例をいずれも適用する場合は、高速自動車国道のIC等の周辺5km以内又は特定臨港地区(28港)内、地方税の特例のみを適用する場合は、高速自動車国道のIC等の周辺5km以内又は臨港地区(119港)内に限られる</small>		
	規模要件 (必須)	床面積(平屋建) <b>3,000㎡</b> 以上 (多階建) <b>6,000㎡</b> 以上	容積 <b>6,000㎡</b> 以上	容積 <b>6,000㎡</b> 以上
	構造要件 (必須)	・倉庫業法の施設設備基準に適合していること ・主要構造部である柱及びはりが鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること 税制特例(国税)を適用するためには、 <b>多階建の普通倉庫の場合は耐火建築物</b> (それ以外の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物)であることが必要 税制特例(地方税)を適用するためには、 <b>一類倉庫、冷蔵倉庫又は貯蔵槽倉庫で、耐火建築物又は準耐火建築物で、鉄骨造は骨格材の肉厚が3mm以上</b> であることが必要		
	設備要件 (必須)	・大型車対応荷さばき・転回場(前面に奥行15m以上の空地) ・データ交換システム ・流通加工用設備 ・貨物保管場所管理システム  大型車対応荷さばき・転回場(搬出入場所の前面に15m以上の空地)  流通加工用設備  データ交換システム 貨物保管場所管理システム		
	高規格バース(外壁面の1面に可能な限りの貨物の搬出入場所、貨物搬出入場所から奥行5mの荷さばき用空間)  可能な限りの搬出入場所 5mの荷さばきスペース 高規格バース	強制送風式冷蔵装置  強制送風式冷蔵装置 (圧縮機)	・搬入用自動運搬装置 ・搬出用自動運搬装置 ・くん蒸ガス循環装置 ・くん蒸ガス保有力  くん蒸ガス循環装置	
設備要件 (選択)	「到着時刻表示装置(※)」又は「貨物自動車運送事業の用に供する営業所及び自動車車庫(施設と同一敷地内に設置)」のいずれか 税制特例を適用するためには、 <b>到着時刻表示装置(トラック予約受付システム)</b> を選択することが必要 ※「トラック予約受付システム」により予約を受け付けたトラックの到着予定時刻を表示するディスプレイ又は倉庫内の作業員の携帯用端末(タブレット等)  到着時刻表示装置 (トラック予約受付システム)		「到着時刻表示装置」、「貨物自動車運送事業の用に供する営業所及び自動車車庫」又は「特定搬出用自動運搬装置」のいずれか 税制特例(国税)を適用するためには、 <b>到着時刻表示装置(トラック予約受付システム)</b> を選択することが必要 税制特例(地方税)を適用するためには、 <b>到着時刻表示装置(トラック予約受付システム)</b> 又は <b>特定搬出用自動運搬装置</b> を選択することが必要  営業所及び自動車車庫	
	「無人搬送車」、「自動化保管装置」、「高度荷さばき装置」又は「自動検品システム」のいずれか  無人搬送車  自動化保管装置  高度荷さばき装置  自動検品システム			
設備要件 (任意)	・貨物自動車関係情報自動解析装置  貨物自動車関係情報自動解析装置			
防災要件 (必須・選択)	・非常用データ保存システム(※)(必須)※非常時に対応するための「データ保存機能」、「通信機能」及び「電源機能」を備えるもの ・地震による荷崩れのおそれがある場合には、これを相当程度防止するために次の装置のいずれか(選択) ①保管場所免震装置、②保管棚制震装置、③保管棚固定装置、④貨物落下防止装置、⑤パレット連結装置、⑥貨物・パレット一体包装装置  保管場所免震装置  保管棚固定装置  貨物落下防止装置  パレット連結装置		非常用データ保存システム(必須)	

※税制特例を適用するためには、上表に加え、**倉庫業の用に供する倉庫(営業倉庫)**であること、**新増設された倉庫**であること等が必要。

※(施設を倉庫業者へ賃貸する場合)①税制特例(国税)は、適用不可。②税制特例(地方税)は、施設所有者が倉庫業者のみを構成員とする事業協同組合等の場合、適用可。